

登別市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登別市内で結婚を契機に新生活を開始する若い世代の世帯に対し、住宅費用や引越費用等の一部を補助することにより、経済的な負担や不安を軽減し、少子化対策の強化と若年世代等の定住促進を図ることを目的として交付する登別市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）の運用等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 申請日の属する年度の前年度の1月1日から申請日の属する年度の3月15日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦により構成される世帯をいう。
- (2) 補助対象期間 当該年度の4月1日から3月15日までの期間をいう。
- (3) 市税 登別市において賦課された市民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税をいう。
- (4) 住宅費用（購入） 婚姻に伴い新たに物件を購入する際に要した費用をいう。
- (5) 住宅費用（賃借） 婚姻に伴い新たに物件を賃借する際に要した費用のうち、物件の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
- (6) リフォーム費用 婚姻に伴い住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う、修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫に係る工事費用及び門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用は除く。）をいう。
- (7) 引越費用 婚姻に伴う引越費用であって、引越業者又は運送業者へ支払ったものをいう。
- (8) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体により、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新婚世帯に属する者であること。
- (2) 新婚世帯の所得額が500万円未満であること。
- (3) 新生活を営む住宅が市内にあり、新婚世帯の夫婦の双方又は一方の住所が当該住宅の所在地となっていること。
- (4) 夫婦ともに婚姻届が受理された日における年齢が39歳以下であること。
- (5) 夫婦の双方又は一方が申請日から3年以上登別市に継続して居住する意思があること。
- (6) 夫婦ともに市税を滞納していないこと。

- (7) 夫婦ともに登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (8) 夫婦の一方又は双方が、過去に国の地域少子化対策重点推進交付金による補助を受給（他の自治体での受給を含む。）していないこと。
- (9) 次に掲げるいずれかの講座等を補助対象期間に夫婦ともに受講又は実施する者であること。
- ア ライフデザイン支援講座（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
 - イ プレコンセプションケアに関する講座
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - エ 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）
- （世帯の所得の算出方法）

第4条 前条第2号に定める所得の算出方法は、市区町村長の発行する直近で取得可能な年度の所得証明書（以下「所得証明書」という。）により世帯の所得を合算した額とする。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っているときは、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除するものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間に支払われた次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 住宅費用（購入）
- (2) 住宅費用（賃借）
- (3) リフォーム費用
- (4) 引越費用

2 夫婦の双方又は一方が、次に掲げる手当等を受けている場合は、補助対象経費から、補助対象期間に支払われた当該手当等の額の合計額を控除するものとする。

- (1) 勤務先等から支給される住宅手当
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助

3 第1項の規定にかかわらず、この要綱による補助以外の補助等（前項に規定する手当等を除く。）の対象経費となる費用は、補助対象経費とすることができない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円
- (2) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯（前号に該当する世帯を除く。）30万円

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請時におい

て補助対象期間に補助対象経費の支払が完了していない場合には登別市結婚新生活支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に、支払が完了している場合には登別市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第2号）又は市が指定する申請フォーム（インターネット上の所定の電子申請フォームをいう。以下同じ。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (2) 婚姻後の戸籍全部事項証明書又は婚姻届出受理証明書の写し
- (3) 新婚世帯の所得証明書
- (4) 新婚世帯の納税証明書（市税の未納がない証明）
- (5) 住宅費用（購入）、住宅費用（賃借）、リフォーム費用又は引越費用に関する契約書（見積書を含む。）の写し及び領収書等の写し
- (6) 住宅手当支給証明書（別記様式第4号）（住宅費用（賃借）を補助対象経費とする場合）
- (7) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類の写し（貸与型奨学金の返還を行っている場合）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書その他必要書類の提出があった場合は、審査の上、登別市結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第8条 前条第2項により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請した内容に変更が生じる場合は、速やかに登別市結婚新生活支援補助金変更承認申請書（別記様式第6号）又は市が指定する申請フォームに、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、申請内容の変更が軽微であって、補助金の交付決定額に変更を及ぼさない場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、審査の上、登別市結婚新生活支援補助金変更交付（不交付）決定通知書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告等）

第9条 補助対象者は、補助対象経費の支払い終了後、最後の支払日の翌日から起算して20日以内又は申請日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに登別市結婚新生活支援補助金支払実績報告書（別記様式第8号）又は市が指定する申請フォームに、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、登別市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第2号）を提出している場合は、この限りではない。

- (1) 住宅費用（購入）に係る領収書等の写し
- (2) 住宅費用（賃借）に係る領収書等の写し

- (3) 引越費用の支出を証明できる領収書等の写し
- (4) リフォーム費用に係る領収書等の写し
- (5) 第3条第9号に規定する講座等を受講又は実施したことが分かる書類等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、補助金の請求をしようとするときは、登別市結婚新生活支援補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第11条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消し部分について既に補助金の交付がされている場合は、期限を定めて返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金の申請日から3年以内に登別市から申請者の世帯全員が転出したとき。
- (4) その他、市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

(補助金の返還)

第12条 補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

2 補助対象者が前条第3号に該当する場合に市長が前項の規定により返還を求める額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる額とし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

補助金の申請日から登別市に継続して居住していた期間	返還を求める額
1年未満	交付決定額に100分の50を乗じて得た額
1年以上3年以内	交付決定額に100分の20を乗じて得た額

(報告等)

第13条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、書類等の提出を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の書類等の提出を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和 5 年告示第 6 0 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年告示第 3 9 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

附 則（令和 7 年告示第 5 9 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の告示の規定により作成された様式
の用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間、使用すること
ができる。

附 則（令和 7 年告示第 1 1 6 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 5 月 8 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の告示の規定により作成された様式
の用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間、使用すること
ができる。

附 則（令和 8 年告示第 9 3 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 4 月 2 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の告示の規定により作成された様式
の用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間、使用すること
ができる。

登別市結婚新生活支援補助金交付申請書

登別市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス

登別市結婚新生活支援補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

婚姻日	年 月 日	
住宅費用 (購入)	支払予定年月日	年 月 日
	支払予定金額【A】	円
住宅費用 (賃借)	支払予定期間	年 月 日～ 年 月 日
	賃料支払予定総額 【B】	円
	住宅手当予定総額 【C】	円
	敷金・礼金・共益費・ 仲介手数料・その他 ()【D】	円
	実質賃料予定負担額 【E】 【B】 - 【C】 + 【D】	円
引越費用	支払予定年月日	年 月 日
	支払予定金額【F】	円
リフォーム費用	支払予定年月日	年 月 日
	支払予定金額【G】	円

登別市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書

登別市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス

登別市結婚新生活支援補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

婚姻日	年 月 日	
住宅費用 (購入)	支払年月日	年 月 日
	支払金額【A】	円
住宅費用 (賃借)	支払期間	年 月 日～ 年 月 日
	賃料支払総額【B】	円
	住宅手当総額【C】	円
	敷金・礼金・共益費・ 仲介手数料・その他 ()【D】	円
	実質賃料負担額【E】 【B】 - 【C】 + 【D】	円
引越費用	支払年月日	年 月 日
	支払金額【F】	円
リフォーム費用	支払年月日	年 月 日
	支払金額【G】	円
合計【H】 【A】 + 【E】 + 【F】 + 【G】	円	

誓約書兼同意書

登別市長 様

住 所

申請者氏名

配偶者氏名

私たちは、登別市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けるにあたり、次の事項について誓約及び同意します。

記

- 1 登別市において賦課された市税（市民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税）を滞納していません。
- 2 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていません。
- 3 夫婦いずれも登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定する者ではありません。
- 4 登別市から確認、報告及び是正のための措置が求められた場合はこれに応じます。
- 5 登別市結婚新生活支援補助金交付要綱第3条に定める補助対象者の資格要件を確認するため、世帯全員の住民基本台帳、所得状況及び納税状況など必要な確認を市職員が行うことに同意します。
- 6 登別市結婚新生活支援補助金交付要綱第3条第5号の規定のとおり、夫婦の双方又は一方が申請日から3年以上登別市に継続して居住することに同意します。
- 7 交付決定後に申請内容が事実と相違し、交付決定を取り消された場合において既に補助金を交付されている場合は当該補助金を遅滞なく返還します。

住宅手当支給証明書

登別市長 様

給与等の支払者
所在地
名称
氏名
電話番号

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況（月額）

① 支給している。

② 支給していない。

年 4月支給分（見込み含）	円	年 10月支給分（見込み含）	円
年 5月支給分（見込み含）	円	年 11月支給分（見込み含）	円
年 6月支給分（見込み含）	円	年 12月支給分（見込み含）	円
年 7月支給分（見込み含）	円	年 1月支給分（見込み含）	円
年 8月支給分（見込み含）	円	年 2月支給分（見込み含）	円
年 9月支給分（見込み含）	円	年 3月支給分（見込み含）	円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、①、②のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、各月の住宅手当支給額を今後の見込みも含めて記入してください。

別記様式第5号（第7条関係）

第 年 月 日
号

様

登別市長

登別市結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました、結婚新生活支援に対する補助金を下記のとおり交付（不交付）の決定をいたしましたので、登別市結婚新生活支援補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助金申請額 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 その他（不交付の場合はその理由）

登別市結婚新生活支援補助金変更承認申請書

登別市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
メールアドレス

年 月 日付 第 号で交付決定のあった登別市結婚新生活支援補助金について、内容を変更したいので、登別市結婚新生活支援補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

変更内容		
既交付決定額	円	
住宅費用 (購入)	支払年月日	年 月 日
	支払金額【A】	円
住宅費用 (賃借)	支払期間	年 月 日～ 年 月 日
	賃料支払総額【B】	円
	住宅手当総額【C】	円
	敷金・礼金・共益費・ 仲介手数料・その他 ()【D】	円
	実質賃料負担額【E】 【B】 - 【C】 + 【D】	円
引越費用	支払年月日	年 月 日
	支払金額【F】	円
リフォーム費用	支払年月日	年 月 日
	支払金額【G】	円

別記様式第7号（第8条関係）

第 年 月 日
号

様

登別市長

登別市結婚新生活支援補助金変更交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました、結婚新生活支援に対する補助金の
変更を下記のとおり交付（不交付）の決定をいたしましたので、登別市結婚新生活支援補助
金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、通知します。

記

変更交付決定額	円
既交付決定額	円
差 引 額	円

登別市結婚新生活支援補助金支払実績報告書

登別市長 様

補助対象者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定のあった、登別市結婚新生活支援補助金について、登別市結婚新生活支援補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助金交付決定額	円
支払実績額	円
添付書類 ※支払が確認できる書類を添付してください。	<input type="checkbox"/> 住宅費用（購入、賃借）に係る領収書等の写し <input type="checkbox"/> 引越費用の支出を証明できる領収書等の写し <input type="checkbox"/> リフォーム費用に係る領収書等の写し <input type="checkbox"/> 本補助金交付要綱第3条第9号に定める講座等を受講又は実施したことが分かる書類等の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）

登別市結婚新生活支援補助金交付請求書

登別市長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定のあった、登別市結婚新生活支援補助金について、登別市結婚新生活支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

1 補助金額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	金庫・銀行 組合・農協 漁協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金種別	普通 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

3 添付書類

振込先を確認できる書類（通帳、インターネットでの表示画面等）の写し

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。